

令和6年度

茂原市木造住宅耐震診断費補助金のご案内

1. 補助金の交付対象となる住宅（次の要件のすべてを満たすこと）

- 対象の住宅が茂原市内に所在すること。
- 一戸建ての住宅（併用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む）であること。
- 地上階数が2以下であること。
- 昭和56年5月31日以前**に着工されていること。
- 主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法により建築されていること。
- 過去に木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けていないこと。

2. 補助金の交付を受けることができる方

- 茂原市に補助金の交付対象となる木造住宅を所有していること。
- 市町村税等の滞納がないこと。
- 耐震診断に係る契約の締結前であること。

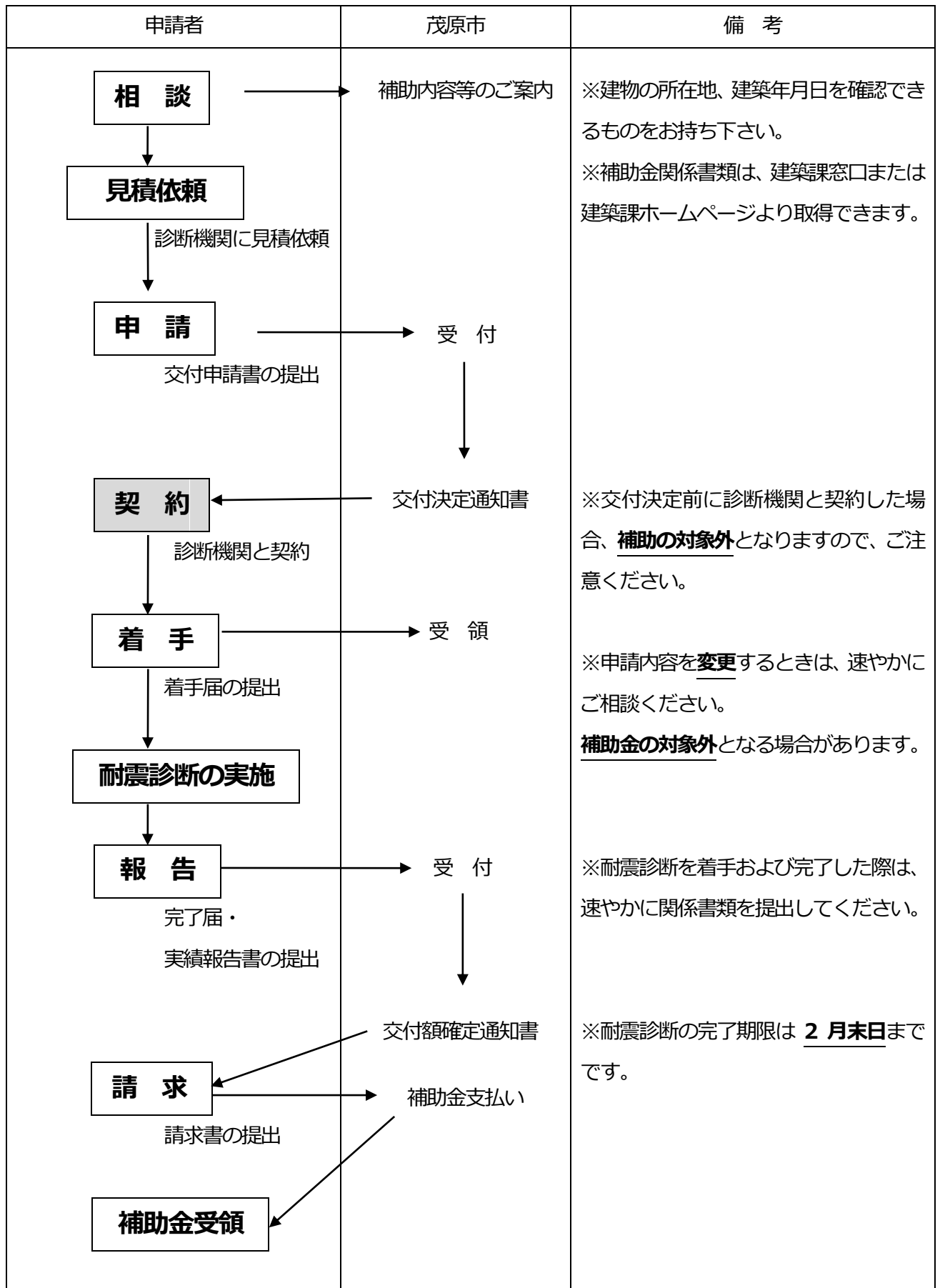
3. 補助の概要

- ◆ 補助金額：**限度額12万円** 耐震診断に要する費用
- ◆ 募集期間：令和6年4月15日（月）から令和6年12月27日（金）まで
※募集期間内であっても、補助金交付予定総額が予算額に達した場合、受付を終了します。
- ◆ 申込方法：補助金交付申請書に必要書類を添えて提出（原本1部）
- ◆ 申込場所：茂原市役所都市建設部建築課窓口（8階）



令和6年度茂原市木造住宅

耐震診断費補助金に関する主な手続きの流れ



■申請される方へ

- ・書類に不備がある場合または要綱に違反した場合には、交付を取り消す場合があります。

■補助金交付申請書・実績報告書の作成上の留意点

◇補助金の交付申請について

- ・補助金の交付を受けようとする方は耐震診断に係る契約を締結する前に、「茂原市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書」(第1号様式)に次の書類を添付して提出して下さい。

- 補助対象住宅の登記事項証明書または所有者が確認できる書面
- 補助対象住宅の建築確認通知書等の写しまたは建築年月日が確認できる書面
- 補助対象住宅の耐震診断に要する費用の見積書またはその写し
- 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図および立面図(立面図がない場合は、写真)
- 耐震診断士の建築士免許証の写し
- 耐震診断士が受講した講習会の修了証の写し
- 申請者の市町村税等の滞納がないことを明らかにする書類
- その他市長が必要と認める書類

◇補助金の金額について

- ・耐震診断に要する費用の10/10(12万円を限度)

◇着手届について

- ・耐震診断に着手するときは、「茂原市木造耐震診断費補助金着手届」(第5号様式の2)に次の書類を添付して提出して下さい。

- 耐震診断の実施に係る契約書の写し
- その他市長が必要と認める書類

◇完了届について

- ・耐震診断が完了したときは、「茂原市木造住宅耐震診断費補助金完了届」(第5号様式の3)に次の書類を添付して提出して下さい。

- 耐震診断士が作成した耐震診断結果報告書の写し
※耐震診断結果報告書は、「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断(改訂版)」に記載された「一般診断法」診断表または「精密診断法1」診断表に相当するものとする。

◇実績報告について

- ・耐震診断が完了したときは、「茂原市木造住宅耐震診断実績報告書」(第6号様式)に次の書類を添付して提出して下さい。

- 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

◇請求書について

- ・市より補助金確定通知を受けたときは、「茂原市木造住宅耐震診断交付請求書」（第8号様式）を提出して下さい。

■申請内容の変更等

- ・申請の内容を変更しようとするときは、「茂原市木造住宅耐震診断費補助金申請内容変更承認申請書」（第3号様式）に変更内容を証する書類を添えて速やかに提出して下さい。
- ・耐震診断の実施を中止したときは、「茂原市木造住宅耐震診断中止届出書」（第5号様式）を速やかに提出して下さい。

申請書等の入手・お問い合わせ先

(申請書等の入手) 下記担当部署で入手できるほか、茂原市ホームページ(暮らしの情報→住まい・生活「住宅」)からダウンロードできます。<http://www.city.mobara.chiba.jp/>
(お問い合わせ) 茂原市役所都市建設部建築課 TEL: 0475-20-1588 FAX :0475-20-1606